

岡谷市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため協議会として設置する。

（名称）

第2条 この会の名称は、岡谷市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

（事務所）

第3条 協議会の事務所は、岡谷市幸町8番1号岡谷市役所内に置く。

（協議事項）

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第5条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者及び団体等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共交通事業者等
- (2) 北陸信越運輸局長野運輸支局長又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 道路管理者
- (5) 公安委員会

- (6) 地域公共交通の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) 市民
- (9) その他市長が必要と認めた者

- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の場合において、行政機関の職員及び団体の役員については、同項本文の規定にかかわらず、その職にある期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、岡谷市長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員の互選により選出する。
 - 4 監事は、委員の中から会長が指名する。
 - 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 7 監事は、協議会の会計を監査する。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により協議会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 7 協議会は、原則として公開とする。

(分科会の組織)

第8条 分科会を構成する委員は、協議会の委員の中から会長が指名する者とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、協議会の委員以外の者を分科会の構成する委員とすることができる。

2 分科会の協議結果は、協議会に報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、岡谷市産業振興部商業観光課に置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が決算する。

(規約の変更)

第14条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年3月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年9月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月28日から施行する。

附 則

この規約は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は令和7年4月1日から施行する。

岡谷市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、岡谷市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、岡谷市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、岡谷市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 一会計年度に属する歳入歳出の出納に関する事務は、翌年度5月31日までに完結しなければならない。

（削除）

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

（削除）

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、岡谷市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、岡谷市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第6条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

削除

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年3月28日から施行する。

2 協議会の設立初年度の会計年度については、第2条第3項の規定にかかわらず、この規程の施行の日から令和5年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和5年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
	3 諸費	1 諸費
2 事業費	1 事業費	1 事業費

岡谷市地域公共交通活性化協議会協議運賃分科会設置規程（案）

（設置）

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定される運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議するため、岡谷市地域公共交通活性化協議会規約7条第5項の規定に基づき、協議運賃分科会（以下「分科会」という。）を必要に応じて設置する。

（所掌事務）

第2条 分科会は、次の事務を所掌する。

- (1) 協議運賃に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項

（委員）

第3条 分科会の委員は、次に掲げる者及び団体等のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 岡谷市
- (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 北陸信越運輸局長野運輸支局
- (4) 岡谷市区長会
- (5) 岡谷市高齢者クラブ連合会
- (6) 岡谷市消費者の会
- (7) 岡谷市連合婦人会

2 委員の任期は、前項第2号に掲げる者にあつては当該協議運賃に係る協議が終了するまでとし、その他の者にあつては、岡谷市地域公共交通活性化協議会の委員の任期と同様とする。

（分科会委員長）

第4条 委員長は、前条第1項第1号に掲げる市の代表者が務める。

- 2 委員長は、分科会の事務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 分科会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができ、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会議は、原則として非公開とする。

6 会議は、書面にて開催することができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、岡谷市地域公共交通活性化協議会事務局において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が分科会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。